

日本福祉教育・ボランティア学習学会 <大会発表賞> 規定

- 第1条 独創的かつ将来性のある研究の奨励および若手研究者の育成・支援を目的に<大会発表賞>を設ける。
- 第2条 学会大会において優れた研究発表をした者を選考し、表彰する。
- 第3条 候補者は細則に定めた条件に合致する者とする。
- 第4条 選考は、理事会のもとに設置する大会発表賞選考委員会の決定による。
2 大会発表賞選考委員会には、委員長1名と委員3名を置く。
委員長は原則として本会副会長が担当する。
3 実施について細則を別に定める。
- 第5条 選考結果は、原則として本学会大会時に発表し、その後広く公表する。

〔大会発表賞 細則〕

日本福祉教育・ボランティア学習学会<大会発表賞>規定に基づき、大会発表賞細則を規定する。

1 対象について

選考対象者資格は、自由研究発表者のうち、次の(1)及び(2)に該当する者とする。

(1) 独創的かつ将来性のある研究発表を行う若手研究者で次のいずれかの一つ条件に該当する者。

- ① 大学院修士課程または博士課程に在学中の者
 - ② 修士課程修了後13年以内の者
 - ③ 最終学歴が学部卒業の場合は、卒業後15年以内の者
 - ④ 実践者としての経験を有し、本学会の通算在籍期間が10年に満たない者。
- ※ ②及び③の・卒業月の末日を修・卒業日として起算する。

(例) 大学院3月修了の場合は3月31日を修了の日とし、13年後の3月31日まで資格を有する

(2) 自由研究発表申し込み時に選考対象者として自己申告をした者。

(3) 上記条件の該当者であっても、過去に大会発表賞を受賞した者は、対象から外す。

2 選考について

(1) 選考では、次を審査の対象とする。

- ① 大会要旨集に掲載された発表資料
- ② 発表時の内容(当日配布された追加資料がある場合はそれを含む)及び質疑での回答

(2) 選考方法

選考は以下の①～③による。

①自由研究発表分科会会場の司会者による評価・投票

司会者は、予め配布される「学会発表賞候補者リスト」のうち、当該分科会の候補者各々の発表を4点法で評価し、必ず投票する。

②本学会員による評価・投票

本学会会員は、予め配布される「学会発表賞候補者リスト」のうち、実際に参加し聞いた候補者の発表を4点法で評価し、投票する。

③大会事務局の協力のもとに、①及び②による投票用紙を回収し、選考委員会が開票する。

各候補者の平均点・投票数をもとに以下の計算式によって順位をつけ、原則として3名以内を大会発表賞受賞者とする。

計算式：平均点+投票数×0.1 (例：4+20×0.1=6、2+30×0.1=5)

3 結果発表

<大会発表賞> 規定第5条に基づき、発表は原則として大会閉会時まで選考委員会が行う。

4 その他

本細則は2013年度いしかわ大会での選考方法を改正し、2014年度とうきょう大会より実施した。2023年度新潟大会での選考方法を一部改正した。